

5 競争政策関係

ア 独占禁止法のエンフォースメント（ルールの実効性を確保するための手段）の見直し・強化

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
措置体系の見直し等 （公正取引委員会）	a 平成15年10月に公正取引委員会の研究会の報告書として結論が取りまとめられた刑事告発手続の見直し、課徴金算定率の引上げ・適用対象の拡大、課徴金減免プログラムの導入等について、近年における独占禁止法の重要性の増大にかんがみ、独占禁止法のエンフォースメントを抜本的に強化して競争秩序の維持を図る観点から、これらのエンフォースメント強化策の早急な実現を図る。 （第161回国会に関係法案提出）	法案提出	法案成立後公布・施行		（公正取引委員会） 課徴金制度の見直し、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入及び審判手続等の見直しを主な柱とする独占禁止法の改正法が平成17年4月に成立し、平成18年1月4日施行された。	
（公正取引委員会）	b 独占禁止法改正法案が成立した場合において、改正法の実効性を確保する観点から、課徴金減免制度等新たな制度について周知を図るとともに、公正取引委員会における執行体制を整備する。		実施（法案成立が前提）		（公正取引委員会） 平成17年10月以降、改正法の一般事業者等に対する説明会を、公正取引委員会主催又は講師派遣により全国約120箇所にて開催した。また、改正法の施行に伴い、犯則審査部を設置するなど執行体制を整備した。	
（公正取引委員会、事業所管官庁）	c 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速、効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者に混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図る。	一部逐次実施	逐次実施		（公正取引委員会） 独占的、寡占的な市場における参入阻止行為については、現行法を積極的かつ厳正適用することとしているほか、事業所管官庁と密接な連絡調整を行っているところ。 （公正取引委員会、総務省） 電気通信事業分野では、総務省と公正取引委員会が平成13年11月に「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を策定・公表している。本指針では、事業者に混乱が起これないように、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ役割分担を明確にするとともに、電気通信事業法と独占禁止法の運用について整合を図る観点から、総務省と公正取引委員会は相互に連絡・情報交換を行うこととしている。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
(事業所管官庁)	d 事業法分野によっては、事業所管官庁が競争促進措置を講ずるに当たって、より専門的な見地や、より公平・中立的な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。	逐次実施			(総務省) 電気通信事業分野の競争評価に当たっては、事業者説明会の開催や討論や意見公募の利用、データの公開等により議論の公開性を高めている。また、専門的な見地を要する場合には、事業者や有識者が参画できる公開のカンファレンス等を開催することで、評価の内容を深めている。	
独占禁止法における民事責任制度及び差止制度の見直し (公正取引委員会)	独占禁止法の差止請求制度については、制度の実施状況を注視しつつ、事例の蓄積を待って必要性が認められる場合には、私人による差止請求対象行為の範囲の見直し等、民事的救済制度を更に充実した制度とするための検討に着手する。	必要性が認められる場合、検討着手			(公正取引委員会) 民事的救済制度の整備に係る改正は、平成13年4月から施行されたところ、同制度の実施状況を注視している。	

イ 公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

(ア) 独占禁止法違反事件に関する審査機能・体制の見直し・強化

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
民間等の外部人材の積極的な受入れ (公正取引委員会)	公正取引委員会は、既存の研修の内容を向上させるとともに、例えば、弁護士、エコノミスト等の民間の専門家や他省庁からの出向者など、その受入れを積極的に検討し、審査部門の強化を図る。さらに、審査に関わる職員の専門性を向上させるため、同委員会は、外部との人材交流の一層の拡充を図る。	逐次実施			(公正取引委員会) 引き続き、審査局員に対する研修の充実に努める。平成17年度末の公正取引委員会の定員は706名、違反事件の審査部門の定員はその過半数の360名であり、また、受け入れている弁護士等の外部人材は48名である。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
審査部門の人員の充実等 (公正取引委員会)	公正取引委員会において、審査部門に重点を置いた一層の体制整備を進めるため、審査部門への人員の重点的配置等についても、迅速かつ計画的に行う。特に、違反事件の大型化、審判で争われる事例の増加等に対応するため、違反行為の監視体制の強化、事件処理の迅速化の観点から、審査部門の職員を抜本的に増強する。このため、上記の外部人材の受入れと併せて、人員充実及び人員の重点的配置のための具体的な検討を速やかに行うとともに、審査部門内の機能・体制についても、より一層の審査の迅速化及び実績の向上に向けた検討を行う。	逐次実施			(公正取引委員会) 独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するため、審査部門への重点的な人員配置を行うとともに、定員についても平成17年度において29名の増員を行った。また、犯則調査権限の導入等を内容とする独占禁止法改正法の施行(平成18年1月4日)に伴い、犯則事件の審査を行うため、審査局特別審査部を廃止して審査局犯則審査部を新設した。	
審査の迅速化のための新たな目標の設定・公表と客観的な評価の実施 (公正取引委員会)	公正取引委員会は、今後、審査の迅速化を図るため、人員の充実及びタスクフォースの活用等による専門性の向上を図るとともに、各事業分野における紛争処理機関等との性格の違いも踏まえつつ、一律の目標ではないにせよ、情報通信、エネルギー等の公益分野における新規参入案件などを中心に、国民の期待に沿った標準的な審査期間の目標を設定・公表し、その結果を評価することなどにより、迅速かつ効果的な事件の処理に努める。 また、こうした迅速かつ効果的な処理を通じて、同委員会の審査実績を飛躍的に向上させるために、審査に関する目標を策定・公表するとともに、定期的に、政策評価を実施し、その枠組み等を活用して、客観的な評価に努める。 その際、特に、情報通信、エネルギー等の公益事業分野については、実際の審査結果が、どのように新規参入や競争促進につながっているかなど、定性的・定量的な観点からの評価に努める。	逐次実施			(公正取引委員会) 規制改革の進展、経済活動のグローバル化等により、各事業分野における競争環境の変化が一層速いものとなっていることにかんがみ、独占禁止法違反事件の処理についても迅速化を図ることとしている。特に迅速な処理が求められるIT・公益事業分野における事件であって、平成14年度以降に立入検査を行い、又は審査に着手するものについては、原則として3か月以内での処理に努めるとの事件処理の目標期間を設定したところ、引き続き、迅速な処理に努める。 また、平成16年度における独占禁止法違反行為に対する処置について、政策評価を行い、公表した(平成17年7月13日)。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
警告・注意等の取扱いの改善 (公正取引委員会)	公正取引委員会が、独占禁止法違反のおそれがあるとして行う警告、注意といった取扱いについては、競争制限行為を迅速に除去するために、一定の範囲で必要性が認められるものの、行政側からの一方的な通知であり、事業者がそれを法的な手続の中で争うことができない等の問題があることを踏まえ、同委員会においては、違反行為を排除する必要がある場合には、勧告等の法的措置により対応することを原則としつつ、これら事実上の行政指導や注意喚起については、その取扱いを必要最小限とし、かつ上記のような問題点についての改善が可能かどうかを検証し、可能な場合には改善を図る。	逐次実施			(公正取引委員会) 審査体制を強化し、精力的な審査活動を実施しており、特に、IT、公益事業分野や知的財産権分野については、平成14年度以前の4年間では警告及び注意を行うにとどまっていたが、平成15年度以降、7件の法的措置を行った。 また、警告を行う場合には事前に意見申述等の機会を設けることとしており、この方針を公表した(平成17年6月30日)。	
独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 (公正取引委員会)	現在行われている警告や注意の内容公表について、引き続きこれを励行するとともに、今後とも、警告及び注意については適切な運用が行われるよう対処する。	引き続き励行			(公正取引委員会) 引き続き励行する。	
審査打ち切りの概要の公表 (公正取引委員会)	審査打ち切りの事案の関係人がその旨の公表を望む場合には、説明責任を果たす観点から、打ち切り案件のおおまかな概要の公表を行う。	逐次実施			(公正取引委員会) 平成16年度以降、4件の審査打ち切り案件について、概要の公表を行った。	
ネットワーク事業分野における審査体制・機能の強化 (公正取引委員会)	市場開放が進められているネットワーク事業分野において公正競争を確保する観点から、公正取引委員会の審査体制及び機能を強化し、独禁法違反被疑事実に関する処理の迅速化を図る。	逐次実施			(公正取引委員会) 私的独占、不正な取引方法等の独占禁止法違反行為に対して厳正に対処すべく平成17年度において29名審査部門の増員を図るとともに、競争の活発化が期待されるIT関連分野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集に努めた。	

(イ) 企業結合に関する審査機能・体制の見直し・強化

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
民間等の外部人材の積極的な受入れ及び内部体制の見直し・強化 (公正取引委員会)	企業結合に関する審査能力・専門性を向上させるため、公正取引委員会は、審査人員を増加させるとともに、民間の専門家や他省庁からの出向者など、専門性が生かせる分野について、積極的にこうした外部の人材を活用する。また、企業結合審査部門への人員の重点的配置により、機能・体制の強化を図る。	逐次実施				(公正取引委員会) 企業結合に関し、迅速かつ適切に対処するため、エコノミスト等の外部人材7名を受け入れ、機能・体制の強化を図るなど企業結合審査部門への重点的な人員配置を行っている。	
審査対象の重点化のための明確な基準の策定 (公正取引委員会)	今後の企業結合審査の効率性を高めるため、公正取引委員会は、更に審査の重点化を行うとともに、市場における予見可能性を高める観点から、事案の公表のより一層の充実を図る。 また、これらを含む過去の事例の蓄積を踏まえ、現行のガイドラインにおいて重点化に向けた明確な基準の策定・公表について検討する。【企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針(平成16年5月31日)】	逐次実施			措置済	(公正取引委員会) 平成14年12月11日に公表した「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に従い、詳細審査案件に対する回答・公表内容を拡充する等、公表内容のより一層の充実化を図っている。	
企業結合案件に関する透明性の向上 (公正取引委員会)	審査の透明性を向上させるため、合併等を認めたもの、認めなかったものうちできるだけ多くの案件について、事業者の秘密に関する部分を除き、支障のない限り、その理由を含め、公表内容のより一層の充実化を図る。 公表に当たっては、予見可能性を高める観点から、どのような市場(一定の取引分野)をどのような基準(取引対象商品又は役務、地理的範囲)で画定したのか示すとともに、画定した市場における審査結果の内容及び判断の根拠となる市場シェア、順位、当事会社の競争状況(市場における競争者の数・集中度、参入、輸入、閉鎖性・排他性等)等の基準や、各合併等案件の市場の競争状況への影響をどう評価したかなどの判断の理由・基準等を示す。また、当事会社が申し出た問題解消措置を前提として容認された事案については、当該問題解消措置に対してどのような評価を行ったかについても示す。	逐次実施				(公正取引委員会) 平成14年12月11日に公表した「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に従い、詳細審査案件に対する回答・公表内容を拡充する等、公表内容のより一層の充実化を図っている。	

(ウ) 景品規制及び表示規制の見直し

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
景品・表示規制の検討 (公正取引委員会)	景品表示法に基づく規制については、総付景品についてその在り方を見直すべきとの指摘、一般消費者に対するさまざまな表示は今日においてもなお後を絶たないことから、その規制の実効性を高めるべきとの指摘があることも認識しつつ、消費者の適正な商品選択の確保等の観点からみて、ふさわしい方策を検討する。		検討	検討	(公正取引委員会) 引き続き検討する。	

ウ 専門分野に関するエンフォースメントの強化

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
証券取引分野における市場監視機能の強化 (金融庁)	証券取引分野においても、証券市場監視を強化する観点からのエンフォースメント手段の強化・拡充及び複雑化、並びに罰則規定の見直し等が必要である。また、資本市場の健全性と公正性をより一層確保できるよう、市場の監視取締体制について、十分な人員及び予算を確保することが必要である。	一部について法案提出、公布	措置(4月施行予定)		(金融庁) 第159回国会に提出され成立した「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)」が平成16年6月9日公布され、平成17年4月1日施行された(課徴金制度) また、「証券取引法の一部を改正する法律(平成17年法律第76号)」が平成17年6月29日公布、平成17年12月1日施行され、継続開示書類についても課徴金制度の対象となった。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>また、行政上の制裁措置等や、不正取引、ディスクロージャ―等に係る資本市場の監視取締に必要な規則の制定については、市場により近い証券取引等監視委員会が一層重要な役割を果たすことが肝要であり、そうした方向性に沿って、更なる独立性向上の必要性も含め、市場の監視取締体制の在り方について検討を行い、結論を得る。</p> <p>【証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)】</p>	その他についても必要に応じて逐次実施・検討			(金融庁) 必要に応じて逐次検討。	
	<p>a 民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度に係る検討等</p> <p>機動的に必要な十分な市場における違法行為への対応を行うために、厳格な構成要件が要求される刑事罰と市場における仲介機関等を主たる対象とする行政処分というエンフォースメント手段の実効性を検証した上で、不正取引や不実開示等の証券取引法違反行為について、行政上の制裁として、米英等の民事制裁金や独禁法上の課徴金の制度等も参考にしつつ、民事・行政的な制裁的負担を賦課する制度を導入する。その際、適正手続の確保策についても併せて行う。</p> <p>【証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)】</p>	法案提出、公布	措置(4月施行予定)		(金融庁) インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計、有価証券届出書等(新規発行時の届出)を違反対象行為とした課徴金制度について、第159回国会に提出され成立した「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)」が平成16年6月9日公布、平成17年4月1日施行された。また、継続開示書類を対象とした課徴金制度についても、第162回国会に提出され成立した「証券取引法の一部を改正する法律」(平成17年法律第76号)が平成17年6月29日公布、平成17年12月1日施行された。	
	<p>b 差止命令や是正命令等の積極的活用</p> <p>証券取引等における詐欺的行為等に起因する被害の拡大の早期防止等、機動的な投資家保護の観点から、行政等の申立てに基づく裁判所による違反行為者に対する差止命令や是正命令等が活用されるような検討を行い、また、例えば、米国の差止命令・是正命令に類似する制度(行政限りでの差止命令・是正命令制度)についても、英米でのエンフォースメントの実態や、日米の法制の差異、我が国における違反行為の実情を十分精査した上、幅広い角度から検討する。</p> <p>【証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)】</p>	(16年度)有価証券報告書等の虚偽記載等の場合の訂正命令・効力停止命令が積極的に活用されるように有価証券報告書の提出者に対する調査を監視委員会でも行えることとする所要の改正について法案提出、公布。平成17年7月施行予定。 (16~18年度)その他についても必要に応じて検討			(金融庁) 有価証券報告書等の虚偽記載等の場合の訂正命令・効力停止命令が積極的に活用されるように有価証券報告書等の提出者に対する検査・報告徴求権限を金融庁長官から証券取引等監視委員会に委任できることとする所要の改正を内容とする規定が平成17年7月1日施行された。(「証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)」附則第1条第4号)	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	c 証券会社の行為規制の見直し 証券会社の行為規制について、法令違反に対する抑止力として十分な実効性が確保されているかどうか検証し、必要に応じて、適切な対応を行う。	検討・結論			(金融庁) 証券会社の行為規制違反(作為的相場形成等)についても、法令違反に対する抑止力として十分な実効性が確保されているか等について検討を実施。	
	d 民事責任規定の見直し 開示規制の違反に関する民事責任規定の実効性を高める観点から、開示制度の運用の実態に留意しつつ、その見直しを検討する。また、不公正取引について、この分野におけるルールへのエンフォースメントを確保する観点から、民事上の救済手段との関係をどのように考えたらよいか、相場操縦以外の行為については必ずしも市場における行為が必ずしも前提となっていないことについてどのように考えるか等に留意しつつ、具体的な民事責任の規定の導入の是非について検討する。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)】	(16年度)発行会社の継続開示違反に係る民事責任規定に関する所要の改正について措置済(12月施行)				
	e 有価証券の定義の見直し 投資家保護の観点から、包括的な定義規定を設けることに関し、定義規定の明確性の問題や証券取引法の規制内容に適した商品に限定できるかどうかといった問題も含め、検討する。 【証券取引法等の一部を改正する法律(平成16年法律第97号)】	(16年度)投資事業有限責任組合の出資持分等について証券取引法上の「みなし有価証券」とし、投資家保護範囲を拡大する所要の改正について措置済(12月施行) (16及び17年度) その他についても検討・結論			(金融庁) 「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回国会に提出。 この中で、新たに集団投資スキームの持分の包括的定義等を設ける。	
規制産業における競争の促進 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省)	電気事業、ガス事業、電気通信事業、運輸事業などのうち、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に政策提言等を行う。	必要に応じて実施				

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管省庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定を含めて、競争にかかわる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。	検討(逐次結論)			<p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>電気事業分野においては、平成11年12月に策定した「適正な電力取引についての指針」について、これまでの行政当局に相談のあった事例等を踏まえた改定を共同で行った(平成17年5月20日公表)。</p> <p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>ガス事業分野においては、「適正なガス取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている。</p> <p>(公正取引委員会、総務省)</p> <p>電気通信事業分野においては、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている。</p>	
電気通信事業分野における独占禁止法上及び電気通信事業法上の考え方の明確化 (公正取引委員会、総務省)	電気通信事業分野における公正な競争を促進する観点から、独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為や、競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為の具体的事例を示した独占禁止法上及び電気通信事業法上の指針について、必要に応じて逐次見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し			<p>(公正取引委員会、総務省)</p> <p>電気通信事業分野においては、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
ガイドラインの適時適切な見直し等(関係府省)	個別事業法において競争ルールに関する所要の規定を整備していくとともに、法運用に関する事業者の予測可能性を高め、紛争、法令違反を未然に防止する観点から、競争の進展状況や紛争事案等を踏まえ、具体的事例を示した既存の個別事業分野におけるガイドラインを適時適切に見直す。	逐次実施			<p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>電気事業分野においては、平成11年12月に策定した「適正な電力取引についての指針」について、平成17年4月に施行された改正電気事業法の新たな規定等を踏まえた改定を共同で行った(平成17年5月20日公表)</p> <p>(公正取引委員会、経済産業省)</p> <p>ガス事業分野においては、「適正なガス取引についての指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている。</p> <p>(公正取引委員会、総務省)</p> <p>電気通信事業分野においては、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている。</p>	

エ 企業の経済活動を活性化するためのその他の措置

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
一般集中規制の見直し及びフォローアップ(公正取引委員会)	一般集中規制について、今後も引き続き、実態の変化を踏まえつつ、施行状況をフォローアップする。そして、当該規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価・検討する。	16年度においてフォローアップ、引き続き評価・検討			<p>(公正取引委員会)</p> <p>平成16年度において施行状況をフォローアップし、その結果を公表(平成17年5月30日)。一般集中規制については、引き続き評価・検討することとしている。</p>	
対消費者電子商取引に係る景品表示法上の考え方の明確化(公正取引委員会)	対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて逐次見直し			<p>(公正取引委員会)</p> <p>インターネット接続サービス事業者のADSL接続サービスの取引に係る広告表示についての実態調査結果を踏まえ、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項(平成14年6月5日)」の一部改定を行い、公表した(平成15年8月29日)。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
情報開示制度のサービス分野への拡大等サービス業フランチャイズに関する環境整備 (経済産業省)	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るためにも、サービス業等の小売業以外のフランチャイズについて、人材育成プログラムの策定、加盟者側の意識向上に資する情報発信の促進、本部に対する客観的評価の促進等について、関係省庁や業界が一体となって取り組むとともに、それらの施策の取組も踏まえて、契約締結時の情報開示等に関する制度整備について、引き続き検討を行い、サービス業フランチャイズの健全な発展に向けた総合的な環境整備の推進を図っていく。	措置済 一部について早期に検討・結論			(経済産業省) 本部に対する客観的評価の促進について、日本フランチャイズチェーン協会が「フランチャイズ経営品質向上プログラム」(本部評価をするためのチェックリスト)を作成し、本部における評価システムの普及を図った。 さらに、協会加盟者については、加盟店からの視点による本部評価が可能となるシステムの普及を図った。	
公営ガス事業等の地方公営事業における民間参入の推進 (総務省)	a 公営ガス事業については、行財政改革の進展等により、民間への事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が多数存在している状況を踏まえ、さらに民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。	逐次実施			(総務省) 公営ガス、バス、病院事業等の地方公営企業における民間参入の推進については、昨年度「地方公営企業の経営の総点検について」(H16.4.13 公営企業課長通知)を発出したところであり、さらに昨年度末から今年度にかけては「新地方行革指針」(H17.3.29 総務事務次官通知)及び「『地方公営企業の経営の総点検について』の一部改正について」(H17.8.25 公営企業課長通知)を各地方団体に発出し、以下の事項等について地方公営企業の経営改革に取り組むよう要請した。 ・サービス自体の必要性について検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。 ・事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を進めること。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	b 公営バス事業、病院事業等の地方公営事業においても、同様に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。	逐次実施			<p>(総務省)</p> <p>公営ガス、バス、病院事業等の地方公営企業における民間参入の推進については、昨年度「地方公営企業の経営の総点検について」(H16.4.13 公営企業課長通知)を発出したところであり、さらに昨年度末から今年度にかけては「新地方行革指針」(H17.3.29 総務事務次官通知)及び「『地方公営企業の経営の総点検について』の一部改正について」(H17.8.25 公営企業課長通知)を各地方団体に発出し、以下の事項等について地方公営企業の経営改革に取り組むよう要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス自体の必要性について検討し、特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。 ・事業を継続する場合であっても、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入を進めること。 	
切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造等における民間参入の推進 (財務省)	印刷業務については、平成15年4月から独立行政法人化されるところとされているが、独立行政法人の業務とされているもののうち切手、葉書、証券、政府刊行物等の製造、印刷等については、既に競合する民間事業者でも実施されていることを踏まえ、廃止、民間への移管を含め、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずる。	遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論			<p>(財務省)</p> <p>印刷業務については、平成15年4月に独立行政法人化されたところであり、遅くとも最初の中期目標期間終了時(平成19年度)に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしている。</p>	

オ 政府調達制度の見直し

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
<p>更なる取組の徹底・拡大 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>国土交通省直轄工事等において、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、透明性、公正性及び競争性の確保向上の観点から更なる取組の徹底・拡大を図る。</p>	逐次実施			<p>(国土交通省) 国土交通省直轄工事においては、指名業者の事後公表、単体参加ができる工事の拡大、工事費内訳書提出の全面的な導入に向けた取組等が進められている。特に、指名業者の事後公表については、全入札件数の概ね5割において入札参加者名が事後公表となるよう、指名業者名の事後公表の試行を拡大し、問題がなければ、速やかに事後公表へ移行することとした(平成17年8月29日通知)。</p> <p>(総務省) 公共工事における入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)等により、公共工事の入札・契約の透明性、公正性等を向上するための取組の促進が定められているところであり、毎年度、各地方公共団体に対して、同法の厳正な運用を要請するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)を発出したところである。</p>	
<p>第三者機関の設置の推進・機能強化等 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>国や都道府県においては入札監視委員会等の設置が進んでいるが、国・地方公共団体を通じてこうした第三者機関の設置を一層推進する。また、これに併せて、国において、同機関の機能を強化・拡大する等により、例えば、1)一般競争入札の参加資格が認められないこと、2)総合評価落札方式における落札者の決定結果等についての苦情等を含む幅広い事項についての事業者からの申立てに対し、透明性を確保しつつ公正・中立に審議し、発注者に対し、調達手続の中断も含めた意見具申を行うことができる方策についても検討することとし、その成果を地方公共団体にも周知する。</p>	逐次実施			<p>(総務省) 第三者機関等の設置や苦情処理への活用については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)においてその推進を要請したところである。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
一般・指名競争入札におけるランク制の運用改善 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	一般・指名競争入札におけるランク制は、特に地方公共団体による地域要件の設定と同時に運用された結果として入札参加業者数が著しく少なくなる場合等には、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであることから、そのような事態が生じている場合には、ランク制の運用の改善に取り組む。	逐次実施			(総務省) 国における地域要件等の検討と併せて、その運用の改善を図るための方策について適宜要請していきたい。	
共同企業体結成の義務付けの見直し (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	受注の条件として共同企業体の結成を義務付けることは、競争制限的な効果を生じる原因となりがちであり、したがって、国・地方公共団体の各発注者において、このような義務付けを大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き原則として行うべきでないという指摘があることを踏まえ、その運用改善に取り組む。	逐次実施			(国土交通省) 国土交通省直轄工事においては、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」の一部改正について(平成15年5月26日付け国地契第29号)により、大規模工事であって技術的難度の高い建設工事を除き、特定建設工事共同企業体(特定JV)の結成の義務付けは原則として廃止する旨、措置済み。 (総務省) 競争制限的な効果が生じることがないように、その運用の改善を図るための方策について適宜要請していきたい。	
地方公共団体による地元業者の下請利用要請等の適正化 (総務省及び関係府省)	地方公共団体による地元業者の下請使用や地元産品利用の要請については、それが過度なものになり、競争制限的な効果を生まないう、地方公共団体において、その運用の適正化を図る。	逐次実施			(総務省) 競争制限的な効果が生じることがないように、その運用の改善を図るための方策について適宜要請していきたい。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
<p>VE (Value Engineering) ・ 総合評価落札方式の運用の見直し等 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>VE ・ 総合評価落札方式等の多様な入札制度の導入・運用状況及びこれをもたらしている効果・影響について事例の収集・分析により検討し、より一層の拡大や方法の見直しを行う。その際、いわゆる除算方式が原則とされ、加算方式は一部の物品調達の場合に限定されているが、加算方式がふさわしい場合に同方式の採用を拡大すること等も含め、調達の経済性や評価の透明性・公正性に留意しつつ、必要な場合には技術評価のウエイトを増加させる。</p>	措置済	逐次実施		<p>(国土交通省) 平成17年4月1日からの「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行等を踏まえ、国土交通省においては、平成17年9月30日、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」を策定し、総合評価方式における技術評価点の上限を増加させた。</p> <p>(総務省) 地方公共団体におけるVE等の導入状況については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく入札・契約手続きに関する実態調査により、各地方公共団体の取組状況について調査を行い、この結果について平成16年10月15日に公表したところである。 今後の導入状況等を踏まえ、地方公共団体に対して適宜要請していきたい。</p>	
<p>公共工事の検査・監督等の外部委託の推進 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>技術力を重視する新しい入札制度の導入に際しては、発注側の職員にも技術的な知識が要求されるところであるが、特に小規模な地方公共団体においては、そのような職員が不足しているという問題がある。したがって、国・地方を通じて導入を進める前提として、工事の検査・監督等の外部委託について、その実態についての調査を行うとともに、必要な場合には十分な技術力を持つ者への外部委託の一層の推進を図る。</p>	逐次実施			<p>(国土交通省) 所管補助事業等において、外部委託の活用等により監督・検査の一層の充実を推進すべき旨周知しているところ。</p> <p>(総務省) 工事の監督・検査の基準の策定・公表や公共工事の検査官特等の外部委託の推進については、各地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)においてその推進を要請したところである。</p>	
<p>工事成績の評価の推進・見直し (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>国土交通省直轄工事においては、公募型指名競争入札のうち詳細条件審査型一般競争入札において過去の工事成績を入札参加に反映させたり、指名競争の技術審査基準の工事成績の評価ウエイトを引き上げる等、工事成績を重視した競争入札の導入を行っているが、今後、他の国等の機関や地方公共団体を含め、更なる取組の徹底・拡大を図る。</p>	逐次実施			<p>(国土交通省) 平成16年度に全国の直轄工事の工事成績データベースを構築。また、国土交通省直轄工事の一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札について、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入。(一般競争入札は平成16年6月30日通知、それ</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	<p>なお、その際には、国や当該地方公共団体の実績だけが無い新規参入業者が不利にならないことを担保する必要があることから、同等の技術力を要求されると考えられる民間や他の地方公共団体での実績はできる限り同等に扱う必要がある。そのため、国・地方公共団体を通じた工事成績の評価の基準の共通化に向けて、早急に取り組む。</p>				<p>以外は平成16年12月22日通知)。 (総務省) 工事成績評定の強化については、各地方公共団体に対して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)においてその推進を要請したところである。</p>	
<p>民間技術提案の更なる活用 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)</p>	<p>あらかじめ発注者が仕様を決めて入札に付すよりも事業者の発意による技術提案を積極的に活用することが適当な案件については、入札の過程で、複数の事業者に提案を行わせ、発注者がそれぞれの事業者と個別に交渉を行うことを通じて契約者を選定する方が経済的に最も価値の高い調達を行い得る場合があると考えられる。したがって、我が国においても、それがふさわしいと考えられる場合には、手続の公正性、透明性及び経済性に留意しつつこのような方式を採用する。</p>	措置済	逐次実施		<p>(総務省) 民間事業者からの技術提案の積極的な活用等を内容とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)が平成17年4月1日から施行され、同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定)が策定されたことから、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について(通知)」(平成17年8月26日付け総務省自治行政局行政課長・国土交通省総合政策局建設業課長通知)により各地方公共団体に対して同法及び同方針の趣旨の周知を図ったところである。 また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査」を実施し、その調査結果を平成16年10月15日に公表し、この結果を踏まえて、民間事業者からの技術提案の積極的な活用等について「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)において要請したところである。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
官公需施策・中小企業者向け契約目標の在り方の見直し (経済産業省及び関係府省)	<p>「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策については、政府調達公正性と経済合理性や効率的な予算執行の確保といった視点を十分踏まえて、中小企業の競争力を高めるとともに、技術や意欲があり、創造的な事業活動を行う中小企業の育成に資するよう、その在り方の見直しを検討し、特に、「中小企業者向け契約目標」については、上記の視点・観点からその数値設定の在り方の見直しを検討する。その際、中小企業の競争的な体質を弱めかねない運用を排除する観点から、契約目標の数値設定の在り方を検証し、経済合理性を勘案せずに単に中小企業に受注させることのみを目的とするような発注を回避しつつ幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入も含めて検討し、これを踏まえて、発注者においても理由の公表等を通じて分割発注に関する透明性を向上させ、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止を徹底する方向で検討する。</p> <p>【上記を踏まえ「中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会中間とりまとめ～今後の官公需施策の在り方について～」(平成16年6月17日)を取りまとめ、結論を得た。】</p>	検討・結論			<p>(経済産業省)</p> <p>平成14年12月及び平成15年12月の総合規制改革会議の答申及びこれを受けた規制改革民間開放推進3か年計画(平成15年3月及び平成16年3月)を踏まえ、経済産業省中小企業庁では、中小企業政策審議会基本政策部会及び中小企業経営支援分科会取引部会において、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方の見直しについて、「中小企業者向け契約目標」に係る数値設定の在り方、幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止の徹底を含め、総合的に検討し、平成16年6月、同合同部会から「中間取りまとめ～今後の官公需施策の在り方について～」の報告を受けたところ。</p> <p>その報告を踏まえ、「平成16年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を平成16年の7月16日に閣議決定し、現在、かかる方針に基づいて官公需施策を実施しているところ。</p>	
分割発注の運用改善 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	<p>分割発注が、政府調達の公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることのないよう、国において、「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく官公需施策の在り方についての検討を踏まえて、例えば、これを実施する場合についての明確な基準の策定等についての検討を行う。また、実施した場合の理由の公表についても、上記官公需施策の在り方についての検討を踏まえ実施する。また、地方公共団体においても同様の取組が実施されるよう要請する。</p>	逐次実施			<p>(総務省)</p> <p>国の官公需等に関する検討を踏まえ、その運用の改善を図るための方策について適宜検討をしていきたい。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
地域要件設定の運用改善 (国土交通省、総務省及び関係府省)	地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方についての基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に対して周知する。また、地域要件設定の理由の公表については、早急に実施するよう要請する。	逐次実施			(総務省) 国の官公需等に関する検討を踏まえ、その運用の改善を図るための方策について適宜検討をしていきたい。	
発注者による措置の強化 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国において、違約金特約条項の性格及びその導入促進方策についての考え方の整理を行う。また、地方公共団体に対して国の取組を周知し、さらに、違約金特約条項導入の状況について全国状況の調査・公表を行う。 また、指名停止基準の策定及び公表について、地方公共団体に対し積極的な要請を行うこととする。	逐次実施			(総務省) 指名停止措置等の適正な運用の徹底等については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)において要請したところである。 違約金特約条項については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査」を実施し、その調査結果を平成16年10月15日に公表したところである。	
公正取引委員会との連携強化 (公正取引委員会及び関係府省)	引き続き、国の発注者と公正取引委員会との間、また、地方公共団体と公正取引委員会の間における入札談合に係る情報の取扱い方について協議するなど連携を強化する。	逐次実施			(公正取引委員会) 公正取引委員会は、平成17年度において、国の発注者との間で、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催した(国の本省庁レベルの会議1回、国の地方支分部局等の会議9回)。また、国、地方公共団体、政府出資法人の調達担当者を対象とした研修会を全国各地で63回開催した。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
<p>長期継続契約の対象範囲の拡大 (総務省)</p> <p>(財務省)</p>	<p>事務機器や情報機器のリース契約等(これら機器の保守を含む。)の在り方を改善する観点から、地方公共団体における長期継続契約の対象範囲を定める地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正をする方向で検討が進められているところであるが、これを着実に実施する。</p> <p>【地方自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)】</p> <p>また、事務機器等のリース契約については、契約の期間及び債務の額があらかじめ確定できるなど、国庫債務負担行為を設定することにより対応できる場合もあることから、国においては、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、単年度契約を繰り返すという無駄を見直す観点からも、国庫債務負担行為を設定して複数年度にわたる賃貸借契約を締結することとし、この運用結果を踏まえて、さらに必要がある場合には、制度の見直しが可能かどうかについての検討をする。</p>	措置済(11月施行)				
<p>国の物品の製造・販売等に係る入札参加資格の見直し (総務省及び関係府省)</p>	<p>事業者が国の一般競争入札等の競争契約に参加する際に、業種によっては、高い技術力を有していても創業後間もなく企業規模も小さい新規事業者が入札に参加することが困難になっている場合があるという事態の改善を図り、新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行うとともに、技術力ある中小企業等の入札参加機会を拡大するための運用弾力化措置の徹底を図る。また、指名競争入札についても、特に早急に改善する。</p>	継続的に検討			<p>(総務省及び関係府省)</p> <p>新規事業者の入札機会を拡大に向け、各府省会計課等において、以下の取り決めに踏まえた入札参加資格の弾力的運用に配慮しているところ。</p> <p>技術力ある中小企業の入札参加機会の拡大について(平成12年10月10日・政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)</p> <p>情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成16年3月30日改定・情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)</p> <p>適正な競争性を確保するため、実際に調達を行うに際し、各府省会計課においては、必要に応じて弾力的な競争参加を認めるよう努めるとともに、平成16年以降、「競争参加者の資格に関する公示」に同趣旨を明記。</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
入札契約適正化法の遵守徹底 (国土交通省、総務省)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法(平成12年法律第127号))により公表や通知が義務付けられている事項(指名競争入札基準の公表、談合と疑うに足る事実の公正取引委員会への通知等)について、全ての地方公共団体において早期に完全実施されるよう、引き続き、適正化を推進する。	逐次措置			(総務省) 公共工事における入札及び契約の適正化については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)等により、公共工事の入札・契約の透明性、公正性等を向上するための取組の促進が定められているところであり、毎年度、各地方公共団体に対して、同法の厳正な運用を要請するための通知を发出しているところである。今年度においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)を发出したところである。 また、上記通知の发出と併せて、人口5万以上の地方公共団体であって、上記法律等の遵守が徹底していないものの名称を公表しているところである。	
公共工事における一般競争入札方式の拡大 (国土交通省、総務省、その他発注関係府省)	国及び一定の政府関係法人の工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札方式の拡大を逐次行う。また、地方公共団体が実施する工事についても、国の動向を踏まえつつ、同様の観点から、一般競争入札方式の拡大を図るよう要請する。	逐次実施			(国土交通省) 平成17年6月に取りまとめた「国土交通省行政効率化推進計画」において、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大することとしており、従来、WTOの基準額である予定価格7.3億円以上の工事が対象であったところを、速やかに予定価格3億円以上の工事まで、平成18年度中には予定価格2億円以上の工事まで拡大することとし、併せて、2億円未満の工事(平成17年度においては3億円未満の工事)についても一般競争を積極的に試行することとした(平成17年10月7日通知)。 (総務省) 一般競争入札の適切な実施については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)において要請したところである。	

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
指名競争入札方式の改善 (総務省)	地方公共団体が指名競争入札方式により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合については、不良・不適格業者の排除及び適正な工事の施工の確保のための措置の強化、審査体制の整備等と並行して、国の工事の場合と同様の低入札価格調査制度への移行等を検討する。	検討			(総務省) 指名競争入札の実施方法等の改善や最低制限価格制度・低入札価格調査制度の活用等については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)において要請したところである。	
不良・不適格業者の排除の徹底 (国土交通省、その他発注関係府省)	指名停止措置を行う場合は、一般競争入札においては指名停止期間中は入札に参加させない旨を競争参加資格に明記するとともに、指名競争入札においても、同様に指名基準に明記するなど、競争入札において、一定の悪質な行為を行った者について、その事実があった後一定期間は入札に参加させないこととする。	継続的に実施			(総務省) 不良・不適格業者の排除の徹底については、各地方公共団体に対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成16年12月28日付け国土交通省総合政策局長・総務省自治行政局長通知)において要請したところである。	
21 履行保証制度の見直し (国土交通省)	一般競争入札の対象となるような大規模工事について、長期間にわたる工事に必要なファイナンスが十分できる経営力のある企業が入札に参加する仕組みとして、入札参加時点で入札参加企業にあらかじめ金融機関等による保証を求める制度の導入などの履行保証制度の見直し(履行義務を果たさなかった場合に発注者が被った損害の填補等の在り方を含む。)について引き続き検討する。	引き続き検討				
22 地方公共団体における一定の政策目的達成のために必要な随意契約の対象範囲の拡大 (総務省)	一般競争入札が原則という枠組みは維持しつつ、障害者福祉の増進やベンチャー企業の育成といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるよう、提案を踏まえ、地方公共団体の随意契約の対象範囲を見直し、措置する。 【地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第344号)、地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成16年総務省令第131号)】	措置済				

カ 公共施設・サービス等の民間開放の促進

規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(平成17年3月25日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
公共サービスの民間による実施(「民間委託・アウトソーシング」)の推進(内閣官房、関係府省庁)	<p>総合規制改革会議及び地域再生本部における取組の中で、行政サービスの民間開放等については、政府として、以下のような対応を行う。</p> <p>a 一般的な制度的対応に加え、地域を限定して更にアウトソーシングを思い切った形で実現することを可能とするなど制度改革等による適切な対応策を講ずる。</p> <p>b また、PFI等、公共的な事業等に対する民間資金の活用手法の一層の活用やその他の多様な手法も含めた活用のための方策についても、地域の具体的な要望に応じて検討した上で、関連制度の見直し等必要な措置を講じるなど積極的に推進していくこととする。</p> <p>c 特に、上記に基づき、国・地方公共団体の行う公共サービスを民間委託しようとした場合、 取り扱える者を公務員に限定していたり、 委託先を(各都道府県などに存在する)指定法人に限定しているサービスが多いことから、これらを積極的に民間開放していく。</p>	逐次実施				
民間委託に関する数値目標の設定(内閣府)	官から民への事業移管を加速化するため、我が国においても、民間委託に関する「数値目標」についての調査・研究を行う。	措置			(内閣府) 民間委託に関する「数値目標」について、諸外国での導入状況等の調査・研究を行ったところである。	